

【障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金】複数サービス指定等にかかる支給単価の考え方

(令和7年1月21日時点)

区 分	単 価	備 考 (多機能型サービスの組み合わせ例 等)
A 福祉型障害児入所施設	入所系① (入所定員) を支給	—
B 医療型障害児入所施設 と 療養介護	入所系① (入所定員) を支給 (療養介護は算定しない)	■医療型障害児入所 (定員300名) と療養介護 (定員300名) の施設の場合、全体で定員300名として一体的に実施しているため、300名規模の入所施設として支給
C 施設入所支援 と 通所系 (者)	入所系② (入所定員) と通所系 (通所定員) をそれぞれ支給	■施設入所支援 (100名) と 生活介護 (100名)
D 共同生活援助、又は短期入所 (単独型)	入所系② (入居定員) を支給	—
E 本体施設と短期入所 (併設型)	入所系② (C又はDにより計算) と入所系② (入所定員) をそれぞれ支給 ※本体施設が障害福祉サービス以外であれば、入所系② (入所定員) のみを支給	■施設入所支援 (100名) と 短期入所 (10名) ■共同生活援助 (50名) と 短期入所 (10名) ※介護福祉サービスと 短期入所 (10名)
F 通所系 (者) 単独	通所系 (通所定員) を支給	—
G 通所系 (児) 単独	通所系 (通所定員) を支給	—
H 通所系 (者) と 通所系 (者)	通所系 (通所定員) をそれぞれ支給	■就労継続支援A (B) 型 (10名) と 就労移行支援 (10名) ■生活介護 と 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
I 通所系 (者) と 通所系 (児)	通所系 (通所定員) をそれぞれ支給	■就労継続支援A (B) 型 (10名) と 放課後等デイサービス (10名)
J 通所系 (児) と 通所系 (児)	通所系 (多機能型定員) を支給	■児童発達支援 (10名) と放課後等デイサービス (10名) の施設の場合、全体で定員10名として一体的に実施しているため、10名規模の通所施設として支給
K 通所系 (者) と 通所系 (児) と 通所系 (児)	通所系 (通所定員) と通所系 (多機能型定員) をそれぞれ支給	■就労継続支援A型 (10名) と 児童発達支援 (10名) と 放課後等デイサービス (10名)
L 訪問系	訪問系 (統一単価) を支給	—
M 訪問系 と 訪問系	訪問系 (統一単価) を支給	■居宅介護 と 重度訪問介護 ■計画相談支援 と 障害児相談支援 と 地域移行支援 と 地域定着支援
N 訪問系以外のサービス と 訪問系	訪問系以外のサービス分と訪問系 (統一単価) をそれぞれ支給	■放課後等デイサービス (10名) と 保育所等訪問支援